給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。 ［2～4　略］	給する厚生年金保険給付の受給権者又は当該保険給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。 ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月二日から施行する。

○財務省令第四十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項並びに第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「会計調査官」の下に「、予算企画専門官」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　予算企画専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち予算に関する事務に係る重要事項についての企画その他専門的事項を処理する。

第六条第一項中「七人」を「八人」に改める。

第三十四条の見出し中「開発金融専門官」の下に「及び国際保健専門官」を加え、同条第一項中「開発金融専門官一人」を「開発金融専門官及び国際保健専門官それぞれ一人」に改め、同条第二項中「処理する」の下に「（国際保健専門官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　国際保健専門官は、命を受けて、開発政策課の所掌事務のうち国際保健に関する調整その他専門的事項を処理する。

第七十九条中「六人」を「八人」に改める。

第百九十条の三第一項中「十六人」を「十七人」に改める。

第百九十一条第一項中「四十一人」を「四十二人」に、「二百四十二人」を「二百三十八人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十六人」を「四十人」に改める。

第百九十八条第一項中「関東財務局及び近畿財務局」を「関東財務局、東海財務局及び近畿財務局」に改める。

第二百十二条第一項を次のように改める。

各財務局及び福岡財務支局を通じて総務課に、企画調整官十一人以内を置く。

第二百十三条を次のように改める。

第二百十三条　削除

第二百二十八条第一項中「四十四人」を「四十五人」に、「四百五十九人」を「四百五十七人」に改める。

第二百三十二条第一項中「七十六人」を「七十五人」に、「五百四十五人」を「五百五十一人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百七十一人」を「百七十二人」に、「三百六十六人」を「三百六十八人」に改める。

第二百四十九条第一項中「北海道財務局」を「近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局」に改め、「、近畿財務局」を削る。

第二百五十条第一項中「七十九人」を「八十人」に、「二百九十三人」を「二百九十六人」に改める。

第二百五十一条第一項中「百四十一人」を「百三十八人」に改める。

第二百五十五条第二項中「及び理財第七課」を「、理財第七課及び理財第八課」に改める。

第二百五十八条の見出し及び同条第二項中「及び理財第七課」を「、理財第七課及び理財第八課」に改める。

第二百八十五条第一項中「十七人」を「十八人」に、「九十七人」を「八十九人」に改める。

第二百八十六条第三項の表東京税関の項中「十七人」を「十八人」に、同表横浜税関の項中「十五人」を「十七人」に、同表大阪税関の項中「十一人」を「十二人」に、同表合計の項中「七十六人」を「八十人」に改める。

第二百九十六条第一項中「三人」を「四人」に、「二人」を「三人」に改める。

第二百九十八条第一項中「二百十七人」を「二百二十三人」に、「四百四人」を「四百五人」に改める。

第二百九十九条第一項中「東京税関、大阪税関」を「大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関」に改める。

第三百一条第三項の表名古屋税関の項中「九人」を「八人」に、同表神戸税関の項中「七人」を「八人」に改める。

第三百十五条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

第三百十七条第一項中「大阪税関」を「横浜税関及び大阪税関」に、「八人」を「それぞれ八人」に改め、「横浜税関及び」を削り、「それぞれ七人」を「七人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「及び大阪税関」を「、大阪税関及び神戸税関」に改める。

第三百二十一条第一項中「百四十二人」を「百四十六人」に、「二百三十五人」を「二百三十六人」に改める。

第三百二十二条第一項中「五十六人」を「五十七人」に、「百十三人」を「百十人」に改める。

第三百二十三条第一項中「、名古屋税関の業務部に、上席分析官二人以内を」を削り、「横浜税関」の下に「、名古屋税関」を加え、「十七人」を「十六人」に改める。

第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「三十九人」を「三十八人」に、「九人」を「十人」に、「十二人」を「十一人」に、同表合計の項中「百十二人」を「百十一人」に、「三十六人」を「三十七人」に、「四十七人」を「四十六人」に改める。

第三百三十五条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第三百三十六条第一項中「横浜税関」の下に「、名古屋税関」を加え、「函館税関、名古屋税関及び長崎税関」を「函館税関及び長崎税関」に改める。

第三百三十七条第一項中「二百十三人」を「二百二十一人」に、「三百四十人」を「三百四十八人」に改める。

第三百三十八条第一項中「七十八人」を「八十三人」に、「百四十九人」を「百五十三人」に改める。

第三百四十三条第八項中「大阪税関南港出張所」の下に「、神戸税関水島税関支署」を加え、「函館税関札幌税関支署」の下に「、函館税関千歳税関支署」を加え、「、神戸税関水島税関支署、神戸税関摩耶埠頭出張所」を削る。

第三百四十四条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第三百四十五条第二項中「統括審理官一人」を「統括審理官二人」に改める。

第三百七十五条第一項中「九人」を「十四人」に、「十九人」を「二十三人」に改める。